

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和8年2月5日（令和8年（行情）諮問第147号）

答申日：令和8年10月14日（令和8年度（行情）答申第656号）

事件名：特定の書籍に記載された行政指導に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年9月16日付け20250818公開経第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。行政文書の作成年月日、保存期間及び廃棄年月日を明示していただきたい。本件対象文書は、産業政策上最も重要なもので、本来永年保存になるはずである。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和7年8月15日付けで、法3条の規定に基づき、法4条1項に規定する書面を提出して、処分庁に対し、別紙の1に掲げる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月18日付けでこれを受け付けた。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、法9条2項の規定に基づき、令和7年9月16日付け20250818公開経第1号をもって、下記2のとおり、全部を不開示とする決定（原処分）を行った。
- (3) 原処分に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、令和7年10月30日付けで、諮問庁に対し、原処分を取り消して本件対象文書を改めて特定して開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）

を行った。

- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、開示請求時点において保有していないため、不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

- (1) 審査請求人は、処分庁が、本件対象文書について、開示請求時点において保有していないため、不開示とした原処分を取り消し、本件対象文書を改めて特定し開示することを求めているので、以下、具体的に検討する。

- (2) 本件対象文書は、その性質及び当時の通商産業省の文書保存に関する規程である、「通商産業省本省文書保存細則」（昭和32年11月1日制定版）の別表「通商産業省本省保存文書区分の基準」（以下「保存基準」という。）に照らすと、勧告に関する文書として、第4類（5年保存）の第3号に該当し、5年の保存文書として保存期間を設定したものと考えられ、当時本件対象文書を作成・取得していたとしても、本件開示請求時点においては、当該保存期間を満了し、廃棄済みである。

また、本件審査請求を受けて、改めて担当部署の書架、書庫及び共有フォルダ等を探索したものの、その存在を確認することはできなかった。

- (3) したがって、経済産業省では、本件対象文書を保有していないため、これを不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和8年2月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月7日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書は保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、

以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は、上記第3の3のとおり説明する。

当審査会事務局職員をして国立国会図書館に所蔵されている特定書籍を確認させたところ、本件開示請求は、当該書籍中の1970年代の通商産業省の行政指導に関する記述に依拠したものであると認められる。

次に、諮問庁から保存基準の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は同基準において列举される永久保存を要する文書に該当するとは考えにくい。そうすると、本件対象文書を作成・取得していたとしても、本件開示請求時点においては、当該保存期間を満了し、廃棄済みであるとする上記第3の3の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

特定書籍特定頁に「（特定書籍特定頁の引用であり、記載は省略する。）」旨記載されているが、このなかの「1971年通産省の強力な行政指導により、日本のコンピュータ業界は特定企業グループA、特定企業グループB、特定企業グループCの三グループにまとめられた。他の会社はコンピュータ業界から排除された」「この三グループには、上から順位がついていて、最悪の場合、最初のグループが合体して残れば良いと考えた」に関する当時の通産省の行政指導に関する文書（例えば、会議録等）。

2 本件対象文書

1971年通産省の強力な行政指導により、日本のコンピュータ業界は特定企業グループA、特定企業グループB、特定企業グループCの三グループにまとめられた。他の会社はコンピュータ業界から排除された」「この三グループには、上から順位がついていて、最悪の場合、最初のグループが合体して残れば良いと考えた」に関する当時の通産省の行政指導に関する文書（例えば、会議録等）。